～税務調査について～

税務調査で言ってはいけない一言・・・『前回の調査では指摘されなかったのに』

実際の調査現場では、前回までの調査では問題とされていなかった事項について指摘を受けることがよくあります。納税者の立場としては、『前回の調査では指摘されなかったのに』と思ってしまうことは当然かもしれません。
ただ、税務調査とは、限られた日数で調査担当者が確認した取引のみについて修正が必要かどうかを判断するだけのものであり、すべての取引を網羅的に確認して行われるものではありませんので、単に前回の調査担当者が気付かなかったために指摘を受けなかっただけかもしれません。
また、税法はグレーな部分が非常に多く、修正の確定が不確実または修正を確定するまでに労力を要すると調査担当者が判断した場合には、あえて問題点とせず、他の確実な修正事項だけで調査を終結させることもあるでしょう。
それに、前回と同じ調査担当者が調査に来ることもありません。
ですから、前回の調査で指摘を受けなかったことを主張しても意味がないのです。
意味がないだけでなく、調査担当者からすれば、次回の調査で『前回の調査では指摘されなかったのに』と言われないよう、細部まで調査しておこうと思ってしまわれるだけで、前回指摘がなかったからといって、修正事項から外すことはありません。
『前回の調査では指摘されなかったのに』と主張することは、デメリットだけでメリットはありません。

最近の税務調査の動向

平成 23 年から事前通知制度が始まり、税務調査の開始と終結方法が厳格化されてきています。これは“納税者の権利保護”を目的としていますが、結果的には税務調査の修正内容を決定する際の柔軟性を失い、現場担当者の裁量、交渉の余地が狭められてきているように感じます。
これは、税務署内での実務が、エビデンスに基づいた問題点に対してどのような終結をしたのかを文書化し、上司の決裁を得ることになったため、現場担当者レベルでの交渉が制度的にできにくくなっているからです。
事前通知制度によって、納税者の権利保護とともに公正さも保たれることになると思いますが、交渉の余地が狭められるという副作用が起きているのです。

書面添付制度の推進

このような税務調査の動向の変化に伴い弊社では、税務調査が省略される可能性のある書面添付制度の導入を推進しております。
書面添付制度につきましては、弊社平成 29 年 4 月号のかわら版や今月号 2 面でも取り上げておりますので、下記サイトをご参照いただくか、各担当者にお問い合わせください。
http://kitano-acc.net/archives/1531

（文責：藤村）